

下呂市屋外広告物条例・規則の改正について

1 改正の趣旨

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、岐阜県屋外広告物条例の改正に沿った下呂市屋外広告物条例の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 岐阜県屋外広告物条例・規則の改正に沿った改正

①管理義務の厳格化

● 管理義務の規定

管理について、努力義務から義務に改正

● 管理義務のある者の追加

「表示者」、「設置者」及び「管理者」の3者に、「所有者」と「占有者」の2者を追加

②点検義務の明文化

● 点検義務の規定（改正前は条文なし）

規則で定めるものを除き、点検の義務の規定を追加

● 点検報告書の提出の規定（改正前は現行条文なし）

許可又は更新の際の点検結果の報告義務の規定を追加

● 点検者の資格要件の強化（改正前は現行条文なし）

屋外広告士及びその他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者とする規定を追加

（条例で規定）屋外広告士

（規則で規定）屋外広告物点検技能講習修了者

「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者（1級）

③除却義務の強化

● 除却義務の対象者の拡大

許可が不要な広告物の設置者等を追加

(2) 所要の規定の改正

● 公示の方法のデジタル化 等

3 施行日について

- ・点検者の資格要件を除く規定について 令和8年1月1日施行
- ・点検者の資格要件に係る規定について 令和9年4月1日施行